

2020年6月15日

本学部認定薬剤師取得者各位

慶應義塾大学薬学部生涯学習

本学部主催・共催事業による単位取得要件の撤廃および新型コロナウイルス感染拡大防止による公開講座開催中止のため認定基準を満たせない者への要件緩和について

いつも本学部認定薬剤師制度をご利用くださりありがとうございます。
標題について、下記の通りご連絡申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染拡大防止により集合研修の受講が難しい期間内の学習については、eラーニングやWEB研修等を実施しているプロバイダーでの講義を受講されることをお勧めいたします。これらの受講によっても本学部認定薬剤師を取得・更新できるように、本学部認定基準の2か所を以下の通り緩和いたします。

【本学部主催・共催事業による単位取得要件の撤廃について】

本学部認定基準において、必要単位数のうち本学部が主催・共催する事業で5割以上取得していることを条件としておりましたが、2020年4月1日付でこれを撤廃しました。添付の慶應義塾大学薬学部認定薬剤師研修制度規程および同認定薬剤師認定基準をご参照ください。

(改訂前)

更新の場合、3年間で30単位以上のうち本学部研修単位が15単位以上必要

(改訂後)

更新の場合、3年間で30単位以上(2020年10月1日付の認定受付より本学部の単位数は不問)

【eラーニングの要件緩和について】

本学部認定基準では、「eラーニングは、**1期10単位**の範囲内で認定」としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止による公開講座開催中止のため認定基準を満たせない場合は、**1期20単位**まで利用することが可能です。更新申請時に、その旨を「理由書(書式自由)」に記載のうえご提出ください。

その他、認定の更新が難しいと思われる場合は、下記問い合わせ先へメールにてご相談ください。

以上

問い合わせ先：

慶應義塾大学薬学部生涯学習事務局

E-mail: cpec@pha.keio.ac.jp